

認定栄養ケア・ステーション Q&A

I 制度の概要について

Q 1 栄養CS認定制度とは、どのような制度ですか。

A 1 栄養ケア・ステーション認定制度は、日本栄養士会の登録商標である栄養ケア・ステーションとして適格性を有する拠点を「認定栄養ケア・ステーション」として認定し、これらをネットワークとして組織化しようとするものです。

Q 2 なぜ栄養CS認定制度を創設したのですか。

A 2 栄養ケア・ステーションを、管理栄養士・栄養士の栄養ケア活動の地域拠点とすることによって管理栄養士・栄養士と地域住民のアウトリーチとアクセスを抜本的に拡充し、あまねく地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けることのできる地域社会づくりを目ざしています。

Q 3 栄養CS認定制度へ申請する場合、事業所に管理栄養士・栄養士がいなければいけませんか。

A 3 はい、責任者は、管理栄養士の資格を有し、認定を受けようとする栄養ケア・ステーションに在籍する管理栄養士・栄養士は、事業所を設置運営する都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーションの登録者であることが要件です。

Q 4 認定取得による、事業者のメリット・デメリットはありますか。

A 4 事業者のメリットとしては、地域住民に身近な存在としての管理栄養士・栄養士を活用し、気軽に食事の相談・指導等ができる仕組みが整います。デメリットとしては、現在、栄養ケア・ステーション独自の診療報酬や介護報酬の算定が可能であるという仕組みが整っていないことがあげられます。

Q 5 申請できるのはどのような事業者ですか。

A 5 認定要件は、制度規則第8条に示すとおりです。なお、栄養士会栄養ケア・ステーション及び他の認定栄養ケア・ステーションとの間でネットワークを形成し連携・協働する意思があることも重要です。

Q 6 都道府県栄養士会が設置・運営する「ケア・ステーション」と「認定ケア・ステーション」は違うのですか。

A 6 都道府県栄養士会は都道府県内の各拠点をとりまとめるセンター機能とあわせて、「栄養ケア・ステーション」を設置・運営して事業を実施しています。認定栄養ケア・ステーションは、栄養士会以外の事業者に対する認定制度です。

Ⅱ 認定申請・審査について

Q 1 認定機関は、どのような業務を行うのですか。

A 1 認定機関としては、認定委員会と認定審査会があり、審査と認定をおこないます。

Q 2 認定委員会の役割とその構成委員はどのような方々ですか。

A 2 認定委員会は、広く地域住民その他の認定栄養ケア・ステーションの利用者等の視点に立ってその業務を行い、認定制度の厳正かつ円滑な運用を確保します。(制度規則第4条、第5条) その構成委員は学識経験者、保健医療関係者、利用者代表、行政機関代表等からなる委員を組織します。

Q 3 認定審査会の役割と構成員はどのような方々ですか。

A 3 認定委員会に認定審査会を置いており、認定審査会は、認定の申請のあった者について、それが認定の条件または要件に適合しているか否かを審査し、その審査の結果を、認定委員会に報告します。認定委員会終了後に認定の可否を決定します。認定審査会は、栄養ケア・ステーション事業部担当理事からなる審査員をもって組織します。認定審査会を組織する審査員は、本会会長が任命します。

Q 4 審査基準とはどのようなものですか。

A 4 申請受付期間内で、栄養ケア・ステーション事業の趣旨・目的に賛同し、その実現に主体的に協力する意思があること、主たる業務を栄養ケアとし、諸業務を適正に実施する意思とそのための能力があること、地域住民からのアクセスが容易で栄養ケアのための適切な環境が確保できること、採算性をもって事業を継続できる見通しがあること、栄養士会栄養ケア・ステーション及び他の認定栄養ケア・ステーションとの間でネットワークを形成し連携・協働する意思があることを認定要件とし管理栄養士が栄養ケア・ステーションの事業者であることです。

Q 5 認定取得に際して、施設や設備に対する基準はありますか。

A 5 制度規則第8条のとおり、体制および環境を、実施する指定業務の内容にあわせて審査します。

Q 6 どこに認定の申請をするのですか。申請する都道府県栄養士会は、どこの地域でもいいのですか。その際、申請書類の提出方法は郵送ですか、それとも持参ですか

A 6 認定の申請は、栄養ケア・ステーションの所在地にある都道府県栄養士会に申請書類に会長の承認印を得てから日本栄養士会に申請書類を提出してください。今のところ郵送です。

Q 7 認定申請の受付は随時行っていますか。随時でなければ、受付時期とその期間を教えてください。

A 7 受付は随時となりますが、認定審査会および認定委員会は年2回となります。

Q 8 認定を取得するための申請方法と審査手順を教えてください。

A 8 認定申請マニュアルをご確認ください。

Q 9 申請書への記載の筆記具、用紙などに指定はありますか。

A 9 申請書類は指定しています。

Q 10 認定の有効期間はどのくらいですか。更新や再審査等がありますか。

A 10 有効期間は3年です。更新や再審査を実施いたします。

Q 11 認定制度に法的制限がありますか。

A 11 ございません。

Q 12 認定取得の際、費用はどのくらいかかりますか。

A 12 制度規則第22条のとおりです。なお、各手数料には納付猶予を設けております。

Q 13 審査不合格（認定不可）となった場合、返金がありますか。

A 13 制度規則第22条第6項のとおり、返還いたしません。

Q 14 申請途中での取り下げは可能ですか。また、申請費用の返金がありますか。

A 14 申請途中での取り下げは可能ですが、納付された手数料の返還はいたしません。（制度規則第22条第6項）

Q 15 審査合格を受けた後、何らかの理由により、すぐに活動ができない場合には、再度、申請手続きが必要となりますか。

A 15 活動ができないことは、栄養ケア・ステーション認定制度の目的である、栄養ケアのネットワークの組織化になりませんので、ただちにその旨を都道府県栄養士会へ連絡の上、認定の撤回手続きを行っていただきます。活動を再開する際に、再度申請をしていただきます。

Q 16 認定申請あるいは審査内容の問合せはどこにすれば良いのでしょうか。

A 16 認定申請に関わる内容は、日本栄養士会の栄養ケア・ステーション事業部宛にメールにてお問合せください。なお、審査内容や結果に関する内容は開示いたしません。

Q 17 申請者は管理栄養士でなくてはいけないのか。

A 17 事業所には、業務に従事する管理栄養士を1名以上、専任で配置します。また、専任で業務に従事する管理栄養士を責任者とします。（制度規則第8条）

- Q18 複数の事業所を1人の管理栄養士が申請してもよいのか。
A18 それぞれ事業所として申請し、開設時間、対応が可能な日時が違えば可能です。
- Q19 専任の管理栄養士とは、専従と何が違うのですか。
A19 専従とはその業務のみに従事することですが、専任は認められます。ですので、栄養ケア・ステーション事業以外の仕事をしていても、栄養ケア・ステーションの責任者として申請することが可能です。
- Q20 日中の決まった時間だけ、管理栄養士が従事することを想定していますがそれでよいでしょうか？また人数が何名等の条件があるのでしょうか？
A20 管理栄養士の対応可能な時間帯を掲示等で明確にさせていただきます。不在時の対応についての記載があれば問題ありません。
- Q21 栄養士会員ではありません。これから申し込めば大丈夫でしょうか？どの都道府県の栄養士会に入会したらよいのでしょうか？
A21 これからの入会で構いません。事業所を設置運営する都道府県の栄養士会に入会手続きをご確認ください。
- Q22 相談スペース等で規定はあるのでしょうか？
A22 実施する指定業務により、相談スペースが確保され、ある程度プライバシーが守れることが望ましいです。
- Q23 栄養相談は、具体的には指定の領域や内容があるのでしょうか？
A23 指定の領域や内容はございません。
- Q24 病院・診療所との連携は事前に病院・診療所と話を決めておかなければならないのでしょうか？
A24 栄養相談を実施する旨の挨拶や事業所で扱う特殊食品の情報交換（連携）は行っておいたほうが良いかと思います。
- Q25 具体的に病院のどの部署との連携をすればよいのでしょうか？
A25 まずは患者の相談はかかりつけ医、事業の相談は、病院の事務部門を通し、病院長や栄養部門の管理栄養士の責任者との連携が必要になります。

Ⅲ 申請の提出資料について

- Q1 審査後、提出資料の差し替えを要求された場合に、再提出期間内に、変更できない場合は認定されないのでしょうか。

A 1 認定はされません。

Q 2 事業内容において、実施できる事業内容が、時期または従事する者の勤務日により異なる場合に、何か手続きが必要ですか。

A 2 特別な手続きは必要ありませんが、事業が円滑に行われるような調整が必要です。

Q 3 事業内容がすべて実施できない場合には認定されませんか。

A 3 そのようなことはありません。

Q 4 事業内容のうち各実績件数は、設定されているのでしょうか。

A 4 事業所の責任者は、実施する指定業務において1年以上の実務経験があることが必要です。

Q 5 収支計算書等を提出する必要がありますか。

A 5 申請時および年1回の報告の際に決算書類を提出していただきます。

Q 6 契約している医療機関がいくつかありますが、関わる全医療機関の連携状況に関する資料の提出が必要ですか。

A 6 申請時に様式第1号の添付書類2において、運営に関する情報として有無を確認させていただきます。申請時に資料の提出は必要ありませんが、本会にて開示をもとめる場合もございます。

Q 7 料金表がありません。どのようにしたらよいのでしょうか。

A 7 事業所として整理した料金表がない場合には、指定業務の請負金額の実績（または目安となる金額）として一覧にし、提出してください。

Q 8 特定分野や専門分野の資格が未取得ですが、申請はできますか。

A 8 可能ですが、出来るだけ取得されることが望まれます。

Q 9 認定取得にあたり、責任者に必要なスキルはありますか。またその判定（評価）はされませんか。

A 9 制度規則第8条第1項第5号のとおり。審査の対象となります。

Q 10 従事する管理栄養士・栄養士が非常勤のため、勤務体制が明確ではありません。どのようにしたらよいのでしょうか。

A 10 平均的な勤務状況を作成して提出してください。

Q 11 申請の際の事業所名に変更が生じた場合には、いつまでに届出あるいは連絡を行えば、認められるのでしょうか。

A 11 制度規則第21条のとおり。

Q12 従事する者が栄養士会会員ではない場合は認定されませんか。

A12 責任者及び従事者は、事業所を設置する都道府県の栄養士の栄養ケア・ステーションの登録者であることが認定の要件となります。(制度規則第8条第1項第6号)

Q13 事業所の大小に関わらず、申請料は同じなのか。

A13 一事業所なので同じですが、場合によっては猶予の申請が可能です。認定申請マニュアルをご確認ください。

Q14 相談料はいくらくらいとか、目安はあるのでしょうか？

A14 外来・入院栄養食事指導料等を目安に事業所毎に設定ください。

IV 認定取得後について

Q1 認定取得後の手続きはどのようなものですか。

A1 制度規則第5章を遵守していただきます。

Q2 監視指導等が行われるのですか。

A2 監視指導はございませんが、制度規則第5章に定めるとおりです。

Q3 認定の取消しは、どのような場合に行われますか。

A3 制度規則第14条をご確認ください。

Q4 認定の取消しを受けた事業者は、再び認定を取得することができますか。

A4 制度規則第14条第1項の内容による取り消しの場合には再申請は受け付け出来ません。

Q5 変更申請は、どのような場合に行うのですか。

A5 認定の内容にかかわる事項、届出事項に変更があった場合にはすみやかに手続きを完了していただきます。(制度規則第20条、第21条)

Q6 認定されると認証標(マーク)等の何らかの標榜指定がされるのでしょうか。

A6 制度規則第11条のとおりです。

Q7 交付される認定証はどこへ掲示したらよいのでしょうか。

A7 事業所内、住民が事業所へ足を運んだ際、目にしやすい場所に掲示してください。

Q8 『認定栄養ケア・ステーション』を付す場合に留意すべき点はどのようなことでしょうか。

A 8 認定標の表記は「認定栄養ケア・ステーション」の文字を含むものであり、また事前に認定審査会の承認を受ける必要があります。

Q 9 認定を受けた事業者は、認定をうけている旨、『認定栄養ケア・ステーション』の名称をホームページ、会社案内のパンフレット、名刺等に使用できますか。

A 9 制度規則第 11 条のとおり承認を得た表記及び意匠は使用可能です。

Q 10 (公社)日本栄養士会のホームページへの掲載には別途料金がかかりますか。

A 10 認定栄養ケア・ステーションの一覧掲載以外に希望される場合には、料金がかかる場合もございます。本会までご相談ください。

Q 11 ホームページへの掲載の順番は、認定を受けた順になりますか。

A 11 都道府県別、各都道府県内においては認定順となりますが、拠点数に応じて検索しやすい表示方を検討していきます。

Q 12 更新申請の際には、あらためて新規申請と同様の資料を提出するのでしょうか。

A 12 更新申請書のとおり提出いただきます。

Ⅲ その他

- Q 1 「認定栄養ケア・ステーション」として事業を行った際、対象者（患者等）からクレームがあがりました。その場合の報告等は必要ですか。
- A 1 すみやかに、事実を本会及び都道府県栄養士会へ報告していただきます。
- Q 2 認定を受けた事業者は年1回報告が必要としていますが、その内容はどのようなものですか。
- A 2 様式第9号により報告していただきます。
- Q 3 歯科医院に勤務する管理栄養士が外部の内科の指示をうけた場合、歯科医院で居宅管理指導は算定できるのですか。
- A 3 歯科医院からの管理栄養士の保険請求はできません。また、指示を受けた医療機関と管理栄養士が雇用関係になれば、その医療機関で算定することは可能です。
- Q 4 歯科で、管理栄養士さんがいるとどのような算定があるのですか。
- A 4 外来と在宅は、歯科医師が指示を出して管理栄養士が指導しても算定はできません。
- Q 5 平成30年度介護報酬改定において、栄養改善の取り組みの推進のため、通所施設（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション）において栄養改善加算が管理栄養士1名の配置要件から、外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により算定可能となりましたが、「認定栄養ケア・ステーション」は相当しますか。
- A 5 公益社団法人日本栄養士会又は都道府県が設置・運営する「ケア・ステーション」となり、「認定栄養ケア・ステーション」は該当しません。なお、これまで個別の契約により実施してきた場合は、引き続き算定可能です。